

出自を知る権利

石原 理

Summary

「出自を知る権利」の重要性は、養子縁組研究に基づいて認識されてきたが、わが国では、特別養子縁組制度の導入に際しても、公的な制度整備は行われず現在に至る。提供配偶子を利用する生殖医療で生まれた子について「出自を知る権利」を保証することが必要で、そのために配偶子提供者、被提供者、生まれた子の権利義務関係について、多様な家族のあり方を視野において、法律による明文化と関連する制度の整備を急ぐ必要がある。

Key words

特別養子縁組
配偶子提供
提供者情報
多様な家族

はじめに

国際連合(国連)は、1948年の「世界人権宣言」を踏まえ、1959年に子どもの権利を明確にする「児童権利宣言」を総会において採択した。その第3条には、「児童は、その出生の時から姓名及び国籍をもつ権利を有する」とあり、第6条には、「児童は、できるかぎり、その両親の愛護と責任の下で、また、いかなる場合においても、愛情と道徳的及び物質的保障とのある環境の下で育てられなければならない」と記載した¹⁾。また、これを踏まえて国連は、「児童の権利に関する条約」を1989年に総会で採択し、出自を知る権利に関連して、しばしば引用される第7条1項には、「児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」と記載した²⁾。わが国は、1994年に本条約を批准している。

しかし、いうまでもなくこの条約の趣旨は、その前文にもあるように、さまざまな状況における児童に対する特別な保護と援助の必要性について総括的に述べたものである。もちろん、里親委託や養子縁組はその重要なスコープの1つとして含まれるが、提供配偶子を用いる医療による出生子が、この条約の視野に確実に含まれていたとは必ずしもいえないと思われる。

Osamu Ishihara

女子栄養大学栄養学部教授／
埼玉医科大学名誉教授